

令和8年度会計年度任用職員募集一覧「保育所・子育て支援センター・児童館（保育士、児童厚生員など）」 ※専門職の併願不可

| 職種      | 保育士                                                                                                                                                                                     | 短時間勤務保育士                                               | 保育所給食調理員                                                         | 児童館補助員                      | 高齢者相談員<br>(多世代交流相談員)                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 勤務場所    | 市立保育所又は<br>子育て支援センター                                                                                                                                                                    | 市立保育所                                                  | 市立保育所                                                            | 西部児童館<br>(ほっぺパーク内)          | 南部地域交流センター<br>(おひさまパーク内)                                               |
| 業務内容    | 保育所での保育業務、又は子育て<br>支援センターでの子育て支援業務<br>(相談業務や親子を対象としたイ<br>ベントなど)                                                                                                                         | 保育所での保育業務                                              | 保育所での調理等業務                                                       | 児童館での児童への遊びや生活の<br>指導、見守りなど | 高齢者などの相談業務や<br>センター及び南部児童館<br>の利用支援                                    |
| 勤務時間など  | 1日7時間45分勤務<br>(月16日勤務)                                                                                                                                                                  | 1日5時間45分勤務<br>(月21日程度勤務)                               | 1日7時間45分勤務<br>(月16日勤務)                                           | 1日7時間45分勤務<br>(月16日勤務)      | 1日5時間45分勤務<br>(月21日程度勤務)                                               |
| 休日      | 【保育所】・・・日曜日、祝日、年末年始 / 【保育所以外の施設】・・・別府市ホームページでご確認ください。                                                                                                                                   |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 休暇など    | 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。                                                                                                                                                         |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 報酬など    | 月額193,440円<br>～195,344円                                                                                                                                                                 | 月額188,377円<br>～190,232円                                | 月額148,720円<br>～158,624円                                          | 月額140,336円                  | 月額183,925円<br>～185,706円                                                |
|         | ※今後の給与改定等の状況によって、変更場合があります。※期末手当・通勤手当などあり。                                                                                                                                              |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 社会保険など  | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険などに加入します。                                                                                                                                                         |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 任用期間    | 令和8年4月1日～令和9年3月31日                                                                                                                                                                      |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 応募資格    | 保育士資格を有する者                                                                                                                                                                              | 保育士資格を有する者<br>※令和8年4月1日時点の年齢が<br>2歳以下の子どもを育児中の人に<br>限る | 調理師免許、栄養士免許のいづれ<br>かを有する者、または学校、病<br>院、福祉施設で調理業務経験が概<br>ね2年以上ある者 | 児童福祉施設で2年以上勤務経験<br>がある者     | 社会福祉士資格、介護福祉士資<br>格、介護支援専門員資格のいづれ<br>かを有する者、または高齢者事業<br>所で2年以上勤務経験がある者 |
|         |                                                                                                                                                                                         | (上記の資格・免許は令和8年3月末までの取得見込みを含みます。)                       |                                                                  |                             |                                                                        |
| 募集人数    | 10人程度                                                                                                                                                                                   | 1人                                                     | 4人程度                                                             | 1人                          | 1人                                                                     |
| 選考方法    | 書類選考及び面接                                                                                                                                                                                |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 面接日     | 令和8年2月1日(日)又は2月8日(日) ※別途指定します                                                                                                                                                           |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 申込方法    | 顔写真付きの履歴書、資格証の写し、誓約書(注意事項参照)を下記申込先へ提出<br>※原則、郵送不可(本人持参)としますが、市外在住の方はご相談ください。                                                                                                            |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 申込期限    | 令和8年1月9日(金)                                                                                                                                                                             |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 申込・問合せ先 | 別府市役所 子育て支援課 (0977-21-3099)                                                                                                                                                             |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |
| 注意事項    | 申込時に、別紙誓約書について内容ご確認の上、自署で記名した原本を提出してください。採用については、採用内定前に保育士特定登録取消者管理システムデータベースの検索<br>を行い、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。性犯罪歴がある場合や、特定登録取消者に該当する場合は、申込の際にあらか<br>じめその旨を申告してください。 |                                                        |                                                                  |                             |                                                                        |

【未就学のお子様がいる保育士の方へお知らせ】 問合せ：子育て支援課(0977-21-3099)

未就学のお子様がいる保育士の方で、市内の認可保育所等で就労するために、お子様の認可保育所等の入所申込みをされる場合は、優先的に入所できるよう調整いたします。ただし、お子様の年齢や特定  
の保育所等への入所を希望する場合など、条件によっては調整ができず入所できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【再就職準備金の貸付についてのお知らせ】 問合せ：社会福祉法人大分県社会福祉協議会(097-515-7771)(<https://www.oitakensyakyo.jp/kashitsuke>)

大分県では、保育士の資格を持ちながら現在保育士として働いていない方へ、再就職の準備金の貸付を実施しています。一定の要件を満たした場合、貸付金の全額が返還免除になります。



# 誓約書

別府市長 殿

私は、別府市の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、下に記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

誓約者氏名（自署）

## 参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条の罪

二 盗犯等の防止及び処分にに関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの